

ばくのゆめ 重要事項説明書 (児童発達支援用)

この「重要事項説明書」は、利用者のサービス選択のために、社会福祉法第76条及び「奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和2年奈良市条例第11号）」に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 児童発達支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社大夢
代表者氏名	代表 山村真弓
本社所在地 (連絡先)	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217 電話：0742-70-5558、FAX：0742-70-5557
法人設立年月日	令和3年7月15日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ばくのゆめ
サービスの 主たる対象者	障がい児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害児を含む））
事業所番号	児童発達支援 2950100285（令和3年12月1日指定）
管理者	北本 恵利代
児童発達支援 管理責任者	山村 真弓
事業所所在地	奈良県奈良市法華寺町82-2
連絡先 相談担当者名	電話：0742-30-2892、FAX：0742-30-2891 管理者 山村 真弓
事業所の通常の 事業実施地域	奈良市（ただし、大柳生、田原以东を除く）木津川市（東里を除く）
事業所が行なう 他のサービス	放課後等デイサービス事業（令和3年12月1日指定） 障害児相談支援（令和3年12月1日指定）
利用定員	10名
開設年月日	令和3年12月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障がい児及び障がい児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決
-------	---

	定を受けた障がい児の保護者をいう。以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、障がい児及び利用者(以下「障がい児等」という。)の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的としています。
運 営 方 針	基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障がい児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日。ただし、8月13日から8月16日、12月29日～1月5日までを除きます。
営 業 時 間	午前9時15分から午後5時45分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日。ただし、8月13日から8月16日、12月29日～1月5日までを除きます。
サービス提供時間	午前10時から午後5時30分

3 事業所の設備について

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
指 導 訓 練 室	1室	
静 養 室	1室	ベッド
シャワー室	1室	シャワーのみ
ト イ レ	1室	洋式トイレ
相 談 室	1室	
事 務 室	1室	
更 衣 室	1室	

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者	<p>(1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 児童発達支援計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。</p> <p>(4) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更します。</p> <p>(5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、障がい児の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
保育士または 児童指導員	児童発達支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1				
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1	1					
児 童 指 導 員	8	1	1	6		3.0	
保 育 士	2	1		1		1.2	

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した児童発達支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、ストレッチ、音楽活動等を行います。
創作的活動	絵画、工作等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

① 未就学児(医療的ケア児を除く)

	区分1 (利用時間が30分以上1時間30分以下の場合)	区分2 (利用時間が1時間30分越3時間以下の場合)	区分3 (利用時間が3時間越5時間以下)	延長支援加算 (利用時間が5時間を超えた延長時間が1時間以上2時間未満の場合)	延長支援加算 (利用時間が5時間を超えた延長時間が2時間以上の場合)
利用料	9,334円	9,614円	10,152円	953円	1,274円
利用者負担額	933円	961円	1,015円	95円	127円

② 未就学児以外(医療的ケア児を除く)

	区分1 (利用時間が30分以上1時間30分以下の場合)	区分2 (利用時間が1時間30分越3時間以下の場合)	区分3 (利用時間が3時間越5時間以下)	延長支援加算 (利用時間が5時間を超えた延長時間が1時間以上2時間未満の場合)	延長支援加算 (利用時間が5時間を超えた延長時間が2時間以上の場合)
利用料	8,091円	8,329円	8,795円	953円	1,274円
利用者負担額	809809円	832円	879円	95円	127円

※地域区分 6級地 10.36で算定しています。

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 児童発達支援費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、児童発達支援費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に児童発達支援費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

①事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
処遇改善加算Ⅰ型	単位数に対して13.1%加算	左記の1割	

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料 (1回)	利用者負担額	内 容
家族支援加算(Ⅰ)	3,108円 (居宅を訪問(1時間以上)) 2,072円 (居宅を訪問(1時間未満)) 1,036円 (事業所等で対面) 828円 (オンライン)	左記の1割	障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を個別に行った場合、(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて月4回まで加算されます。
家族支援加算(Ⅱ)	828円 (事業所等で対面) 621円 (オンライン)	左記の1割	障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援をグループで行った場合、(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて月4回まで加算されます。
子育てサポート加算	828円	左記の1割	家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方等にかんして相談援助等を行った場合

加 算 項 目	利 用 料 (1 回)	利用者負担額	内 容
利用者負担上限額 管 理 加 算	1,554 円	左記の 1 割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
児童指導員加配加算	1,937 円	左記の 1 割	本来必要とされている児童指導員人員基準人数に加え、常勤換算にて 1 人以上児童指導員を配置している場合、1 日につき加算されます。
欠席時対応加算	973 円	左記の 1 割	障がい児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月 4 回まで加算されます。(重心は月 8 回まで)
関係機関連携加算	(I) 2,590 円 (II) 2,072 円 (III) 1,554 円 (IV) 2,072 円	左記の 1 割	(I) 保育所等の関係機関と連携して児童発達支援計画の作成または見直しに関する会議を行った場合 (II) 保育所等と情報共有のため会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行った場合 (III) 児童相談所、医療機関等と情報連携を行った場合 (IV) 就学予定の小学校等と連絡調整を行った場合、加算されます。 (1 回を限度)
保育・教育等 移行支援加算	5,180 円	左記の 1 割	・ 退所前に移行に向けた取り組みを行った場合(2 回まで) ・ 退所後に居宅等に訪問して相談援助を行った場合(1 回まで) ・ 退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合(1 回まで)
個別サポート加算Ⅱ	1,554 円	左記の 1 割	要支援の児童に対して、関係機関と連携して支援を行った場合
強度行動障害児支援 加 算	2,072 円 加算開始から 90 日間は +5,180 円	左記の 1 割	強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に支援を行った場合
送 迎 加 算 I	559 円(片道 につき)	左記の 1 割	居宅等と事業所との送迎を行った場合に加算されます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	1月につき 600 円
おやつ代	1日につき 150 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
送迎サービスにかかる費用 (事業実施地域を超える場合)	事業の実施地域を超えた地点から、最初 1.5 kmまで 300 円、後 1 kmごと 100 円加算
キャンセル料 (障がい児の病状の急変や急な入院等の場合は、1 月に 4 回まで欠席時対応加算を算定し利用者負担分をお支払いいただきます)	5 日前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。
	上記期日以後に利用者都合にて利用の中止となる場合、または無断で欠席された場合、取消料として 3,000 円を請求いたします。

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 10 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(1) 現金支払い (2) 指定口座からの自動振替 (3) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 2 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 7 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの利用に関する留意事項

- (1) 当事業所のサービスを依頼される場合は、前月 15 日(厳守)までに書面にてご依頼ください。
- (2) サービス利用当日に、ご利用児童の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。また、利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、又は予測される場合は、放課後等デイサービスはご利用出来ません。
- (3) 受給者証の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに当事業所にお知らせく

ださい。また受給者証を確認させていただきますのでご提示ください。

9 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 児童発達支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「児童発達支援計画」を作成します。作成した「児童発達支援計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 児童発達支援計画の変更等

「児童発達支援計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	北本 恵利代
-------------	-----	--------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 障がい児又はその家族に関する秘密の保持について

事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

○ 事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--------------	---

12 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 0742-30-2892 （対応可能時間 9：30～17：30）

13 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人寺崎クリニック
医院長名	寺崎豊博
所在地	奈良県奈良市南城戸町 67
電話番号	0742-22-5091
診療科	内科・泌尿器科・皮膚科

14 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに誠意を持って利用者やその家族と協議します。

市町村	市町村名	奈良市
	担当部・課名	障がい福祉課
	電話番号	0742-34-4593

15 非常災害時の対策

防 災 設 備	・ 自動火災報知機	無	・ 誘導灯	有
	・ ガス漏れ報知器	無	・ 非常警報	無
	・ 非常用電源	無	・ 消火器	有
	・ 室内防火栓	無		
	・ カーテン等は防災機能のある物を使用しています。			

16 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定児童発達支援に係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
(本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員の設置がありません。)
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- (3) ①相談、苦情に関する常設窓口として、相談担当者を設けています。また、担当者不在の場合でも、常時対応するために、管理記録表を作成し、確実に処理を行える体制を配置しています。
②苦情又は相談があった場合、利用者の原状を明確に判断し、利用者との面談を行い問題点の把握をします。
③担当者は、検討会議を行い、今後の対応、方針を審議、決定します。
④決定事項に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します。)

(事業者の窓口) (ばくのゆめ 相談窓口)	所在地 奈良県奈良市法華寺町82-2 電話番号 0742-30-2892 ファックス番号 0742-30-2891 受付時間 月曜日～土曜日の9時30分～17時30分(8/13～8/16及び12/29～1/5を除く)
【市町村の窓口】 (奈良市障がい福祉課)	所在地 奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話番号 0742-34-4593 ファックス番号 0742-34-5080 受付時間 月曜日～金曜日の8時30分～17時15分(祝日及び年末年始を除く)
【公的団体の窓口】 奈良県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 奈良県橿原市大久保町320-11 電話番号 0744-29-1212 ファックス番号 0744-29-1212 受付時間 月曜日～金曜日の9時～17時(祝日及び年末年始を除く)

17 心身の状況の把握

指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力

児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

19 他の指定通所支援事業者等との連携

指定児童発達支援の提供に当り、奈良市、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

20 サービス提供の記録

- ① 指定児童発達支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 指定児童発達支援の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

21 第三者評価の実施状況

- ① 実施なし

22 身体拘束の禁止 原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

23 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
迷惑行為の禁止	他の利用者・職員に対し、迷惑を及ぼす行為、プライバシーを侵害する行為、暴力行為（身体的・精神的）を禁じます。

24 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組む。

25 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

26 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、社会福祉法第76条及び「奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和2年奈良市条例第11号）」に基づき、通所給付決定保護者に説明を行いました。

事業者	所在地	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	
	法人名	株式会社大夢	
	代表者名	代表 山村真弓	印
	事業所名	ばくのゆめ	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、上記内容に同意しました。

利用申込者 (通所給付 決定保護者)	住所	
	氏名	印
	続柄	
利用者（児童）氏名		

代理人	住所	
	氏名	印

個人情報利用同意書

私（利用申込者）及び利用者、その家族の個人情報の利用については、以下に定めるとおり同意します。

記

1 利用する目的及び範囲

- (1) 事業者内部の管理運営業務において必要な場合。
- (2) サービスの提供を円滑に受けるために実施されるサービス担当者会議及び他の居宅サービス事業者や相談支援専門員等との調整等において必要な場合。

2 利用する期間

利用契約書で定める契約期間

3 利用する条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、内容等を記録しておくこと。

令和 年 月 日

<利用申込者>

住 所

氏 名

㊞

<利用者児童氏名>

住 所

氏 名

<署名代行者>

住 所

氏 名

本人との続柄

㊞